

貴自治体名 小牧市

懇談日時 10月22日(木) 午前・午後 1時~2時

懇談会場 小牧市役所本庁舎3階301会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

### 【1】1. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(介護保険課)電話(0568-76-1197)FAX(0568-76-4595) 担当課(地域福祉課)電話(0568-76-1193)FAX(0568-76-4595)

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ( )ある → 実施年月( 2000 年 12 月) 2014年度実績(0)件(0)円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ( )ある → 実施年月( 年 月) 2014年度実績( )件( )円

③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (150)人( 2015 年 8 月現在)

④介護給付費準備基金について

2013年度末の残高(695,219)千円

2014年度末の残高(585,861)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤地域包括支援センター設置数(4)箇所 直営(0)箇所、委託(4)箇所

職員配置人数(25)人 正職員(20)人、非正規職員(5)人

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日(2008 年 4 月 1 日) 2014年度実績(193)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2014年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2014年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	週5回昼食
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数( 24,658)食 ÷ 年間配食日数( 241)日 = 1日当たり平均( 102 )食
	1食あたりの助成額	279 円
	1食あたりの利用者負担額	300 円
会食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
対象事業の名称	小牧市こまやか収集
対象者の要件	65 歳以上で介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている一人暮らしの世帯等
1カ月平均利用者実数(2014年度)	121 件 ※曜日固定 毎週

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( )助成制度がある ( )助成制度はない ( )検討中である
制度内容	( )介護保険に上乗せして実施している
	上乗せの助成額 90,000 円
	利用者実数(2014年度) 2 件
	( )介護保険利用者以外の助成制度がある
	対象者と、その要件 65 才以上の虚弱な高齢者で、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税な方
助成額	180,000 円
	利用者実数(2014年度) 4 件

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

・緊急通報システム装置の設置

65歳以上のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの重度身体障がい者に対して、緊急通報装置を設置し、緊急時の通報だけでなく、月に一度「お伺い電話」を利用者のご自宅に電話することにより、生活状況などの確認も行います。

・「食」の自立支援サービス(配食サービス)

65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、毎週月から金曜日のうち希望される曜日に配達業者が昼食を届けており、安否確認も含めて実施しています。

・家事援助サービス

65歳以上のひとり暮らしの方で、介護保険要介護(要支援)の非該当者(自立)の方のうち、訪問調査の結果、必要と認められる方に対して、調理、洗濯、清掃などの家事に関する援助を行います。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
地域巡回バス	地域巡回バスの名称	こまき巡回バス
	利用料	高齢者(65歳以上)( 0 )円、障がい者( 0 )円 一般( 200 )円、小学生( 100 )円
	その他特記事項	
	2014年度の運行実績	
タクシーダイアスル	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	一
	障がい者	身体障害者手帳1~3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方を対象に、タクシー券(基本料金分)を年間48枚補助。
	要介護認定者	小牧市に住所があり、かつ居住する介護保険要介護3以上の方に対して、居宅と医療機関又は在宅福祉サービス等の実施場所までの移動をリフト付き車両もしくは寝台装着車により行った際に、1時間又は20kmまでを上限とし、その利用料(運賃)を年間12回まで助成します。1時間又は20kmまでは利用料の1割分、1時間又は20kmを超える部分は自己負担となります。
	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である

⑭老人所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	( )実施している (○)していない ( )検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額( )円 → ( )年額 ( )月額 ( )1回のみ
助成箇所数	

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2014年度実績)は (1,430)枚

2)認定書は(○)毎年発行している

( )1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

( )申請書を送付している → 2014年度( )件

(○)認定書を送付している → 2014年度(1,413)件

( )自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

( )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

- ( )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
 (○)次のような方法で判断している(要介護 1 以上の方を、認定調査票及び主治医の意見書で判断している)
- ⑯介護保険サービス利用人数について (3,755)人(2015年 7月 現在)  
 ⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (61)人( 2015年 6月現在)  
 ⑱施設入所前健康診断費用の助成について (○)助成している ( )助成していない  
 ⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ( )助成していない  
 ⑳介護保険における通院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない  
 ㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

## 2. 生活保護 担当課( 福祉総務課 )電話(0568-76-1126)FAX(0568-76-4595)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 (460)件、申請件数 (111)件、そのうち保護開始件数 (104)件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 (791)世帯 (1,175)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	10人	1年 3ヶ月	0人	82世帯	124人
2015年4月1日現在	10人	1年 10ヶ月	0人	79世帯	117人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ( )ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数( )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月( )年( )月

その職員が担当している業務( )

「ない」場合 今後の計画は(○)ない ( )ある ( )検討中

計画が「ある」場合の配置予定期と人数( 年 月 )( )人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

(○)自立相談支援事業 (○)直営 ( )委託 → 委託先( )

(○)住宅確保付金の支給 (○)直営 ( )委託 → 委託先( )

( )就労準備支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )一時生活支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )家計相談支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )学習支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )その他(記述): ( )

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( )カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

( )実施した (○)していない

実施した場合の周知方法( )

## 3. 税の滞納について 担当課( 収税課 )電話( 76-1118 )FAX( 76-1900 )

①滞納整理マニュアルはありますか ( )ある (○)ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数 平成27年5月19日現在

市(町村)県民税 ( 17,801 )件中 ( 10,058 )件

国民健康保険税 ( 17,801 )件中 ( 8,163 )件

固定資産税 ( 17,801 )件中 ( 5,636 )件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件

2)換価の猶予の適用件数(0)件

- ③滞納処分の停止の適用件数(434)件  
 ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)(97)件  
 ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

納付資力がありながら、滞納していると思われる候補者を選定し、機構側と協議の上引き継ぐ。  
 ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか  
 ( )引き継ぐ ( )引き継がない 状況による

#### 4. 国民健康保険 担当課( 保険年金課 )電話(0568-76-1128 )FAX(0568-76-4595 )

- ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	定義	2013年度	2014年度	2015年度
保 險 料 稅 率	所得割 旧但し書き額	× ( 5.0 ) %	× ( 5.0 ) %	× ( 5.0 ) %
	資産割 固定資産税額	× ( 25.7 ) %	× ( 25.7 ) %	× ( 25.7 ) %
	均等割 加入者1人につき	29,500 円	29,500 円	29,500 円
	平等割 1世帯につき	30,200 円	30,200 円	30,200 円
1人当たり調定額(平均保険料)		82,426 円	82,414 円	82,668 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額		21,234 円	20,379 円	24,030 円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- ②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。(世帯収入として計算しています。)

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	70,100 円	104,900 円	168,300 円
	介護分	10,500 円	17,900 円	28,600 円
	後期高齢者支援分	17,800 円	26,500 円	42,500 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	31,500 円	64,600 円	140,100 円
	後期高齢者支援分	8,000 円	16,300 円	35,400 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	24,500 円	67,100 円	116,600 円
	後期高齢者支援分	6,200 円	16,900 円	29,400 円

- ③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

実施していない

- 2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

失業、休業及び急激に所得が減少した場合であって、前年中の総所得金額が400万円以下であり、当該年の総所得金額が200万円以下に減少すると認められる場合

- ④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。 ( )交付していない (○)交付している→(65)世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( )必ず面談している (○)面談がなくても交付する場合がある ( )その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数(65)世帯 内、乳幼児(1)人、小学生(12)人、中学生(5)人、高校生世代(8)人

上記のうち、6ヶ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

( )国の基準どおり実施している

(○)独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( )高校生世代以下の子どものいる世帯

(○)障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

(○)病弱者のいる世帯

( )次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

過年度未納分を1,000円以上納付し、今後の納税計画を立てた場合

※緊急時は2週間を期限とする被保険者証明書を交付

⑤ 短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(480)人 ・2カ月( )人 ・3カ月(473)人 ・4カ月( )人  
・5カ月( )人 ・6カ月(132)人 ・1年( )人 ・その他( )

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

前年と同様

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

( ) 通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( )

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

1) 差し押さえの基準( 滞納者個々の実情に合わせて対応しています。 )

2) 分納者への対応( 差押えに足る財産があった場合、差押えを行うことがあります。 )

3) 予告通知書の発行( 135 )件 ※市税全体分

4) 差押え件数 不動産( )件 預貯金( )件 生命保険( )件(内学資保険( 0 )件)  
その他( )件( ) ※延べ差押え数73世帯。ただし内訳は不明

5) 競売などによる現金化 ( )件 ( )円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。(2015年9月1日現在世帯数)

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 372 )人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( 886 )人

3) その他

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている ( ) 検討中である ( ) 設けていない

3) 2014年度の減免件数 (6) 件 減免金額 ( 2,012,974 ) 円

⑨ 高額療養費について

( ) 自動払いしている (○) 申請書を送付している ( ) 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 ( ) 公開していない (○) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない ( ) ある → ( ) 人

## 5. 高齢者医療など 担当課( 保険年金課 )電話(0568-76-1128 )FAX(0568-76-4595 )

① 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(○) 対象にしている ( ) 縮小して対象にしている ( ) 県基準どおりにした

② 上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

精神保健福祉手帳1・2級所持者以外の自立支援適用後の通院医療費

精神保健福祉手帳1・2級所持者以外の精神疾患の入院医療費の1/2

③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (14,603)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (2,121)人

内 ひとり暮らし非課税者(88)人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者(18)人

④後期高齢者医療について

※滞納者数(H27.6 時点で H26 年度 6 期以前に未納ありの人数)、短期証(H27.8.31 現在)

保険料滞納者数(128)人 短期保険証発行人数(16)人

差し押さえ (2014 年度) 件数 (9) 件、金額 (1,054,200) 円 ※H27.3.31 現在

4. 子育て支援策

担当課( 保険年金課 ) 電話(0568-76-1128) FAX(0568-76-4595)他

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学校入学～中学校3年、通院、現物給付、所得制限なし

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(○)入学説明会 ( )入学式 ( )始業式 (○)ホームページ (○)市広報

(○)その他 ( )

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( 1.3 )倍

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

( )就学援助認定基準を引き上げた → 【2014 年度 倍 → 2015 年度 倍】

(○)何もしていない

( )その他(下欄にご記入ください)

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( - )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( - )円

5)申請書の受付先 ( )市町村窓口 ( )学校 (○)市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ( )必要である (○)必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	1, 186人	1, 113人
受給割合	8. 9%	8. 4%
支給額	84,088,789 円	78,913,004 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( )現物支給 (○)償還払い ( )その他

9)就学援助の項目について

(○)学用品費 (○)体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費

(○)修学旅行費 (○)クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費

( )日本スポーツ振興センター掛け金 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品

( )その他 ( )

③学校給食について(2015年度)

1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

(○)食べられている ( )未納者には給食支給を停止している ( )その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる。

2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

### 3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	16校	校	校	6校	10校	235円
中学校	9校	校	校	3校	6校	270円

### ④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

- 1)件数(45)件 対応職員(6)人、うち専門職(0)人
- 2)専門職の職種について ( )児童福祉司 ( )社会福祉士 ( )臨床心理士 ( )保健師  
( )保育士 ( )教員 ( )その他( )
- 3)現状に対する課題

対応職員は虐待関係の様々な研修に参加し基礎知識を得ているが、複雑化する事例に対応するためには専門的な知識を持つ職員を配置することも今後必要になってくると思われる。

### 4)未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

「児童虐待防止対応マニュアル」を作成し、保育園や学校、保健センター等と連携を強化し、未然防止や早期発見に努めている。

### ⑤児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

学校にカウンセラー等、専門職を配置

### ⑥保育について

- 1)育休取得の場合、上の子の保育利用について  
( )取り消し(育休退園) ( )そのまま通園  
(○)その他[育休取得時点で2歳児クラスまでは退園]
- 2)短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。  
( )ある (○)ない

## 7. 障害者施策

担当課(地域福祉課)電話(0568-76-1127)FAX(0568-76-4595)

### ①訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は7月の1ヶ月。平均時間は1ヶ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	289	103	310	37
重度訪問介護	4	100	833	452
行動援護	6	120	110	59
同行援護	13	118	48	22

### ②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(293)人 最多支給時間数(174)時間 平均支給時間数(18)時間

### ③訪問系サービスの支給基準 ( )あり (○)なし

### ④計画相談支援の7月利用実績 (188)人

2014年度中に完全実施 ( )した (○)できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

[ ]

### ⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

#### 1)併給をしている人の人数(42)人(27年7月31日現在)

対昨年同月比( )%

#### 2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(46)時間

### ⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(31)人(27年7月31日現在)

訓練等給付支給決定者数(5)人(27年7月31日現在)

### ⑦通院時の院内介助について ( )認めている (○)原則認めていない

### ⑧入院時のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

## 7. 健診事業

担当課( 保健センター )電話( 0568-75-6471)FAX( 0568-75-8545)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

- ①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	一	可・不可	一	可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団	3,000	可・不可	1,000	可・不可
	大腸がん	個別・集団	500	可・不可	500	可・不可
	肺がん	個別・集団	1,000	可・不可	0	可・不可
	子宮がん	個別・集団	頸部 1,000 頸部・体部 2,000	可・不可	1,000	可・不可
	乳がん	超音波	個別・集団	可・不可	1,000	可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団	可・不可	1,000	可・不可
	前立腺がん	個別・集団	1,000	可・不可	一	可・不可
歯周疾患	個別・集団	無	可・不可	無	可・不可	

※がん検診 70歳以上の自己負担額は、一律 500円。

- ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

( )実施している (○)実施していない:自己検診法についての講話

- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 (○)特定健診と同じ ( )特定健診とは異なる

( )実施していない

- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数

( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(対象年齢を35・40・50・60・70歳として実施 )

## 8. 任意予防接種の助成 担当課( 保健センター )電話( 0568-75-6471)FAX( 0568-75-8545)

- ①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	70歳以上(60~69歳は条件有)	5,000 円	左記金額を超えた分 円	H21 年度~
おたふくかぜ	1歳~就学前	全額 円	0 円	H23.10~
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

- ②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となります。市町村独自助成との調整はどういうふうにされる予定ですか。

任意予防接種である高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成 21 年 6 月から 75 歳以上を対象に1回限り 5,000 円の助成を実施。平成 26 年度より 75 歳以上から対象年齢を 70 歳以上に拡充して実施しておりますが、定期予防接種開始後も定期接種対象とならない 70 歳以上の方に対して助成事業を経過措置として 5 年間継続して実施する予定。

## 【3】次の資料(各 1 部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)

- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました